

高年齢労働者処遇改善促進助成金支給申請書 (別紙) 支給対象労働者一覧

1. 支給対象労働者

単位 (円)

番号	①氏名	②雇用保険被保険者番号	③60歳到達時点の直前の完全賃金月6か月の毎月決まって支払われる賃金	④③に係る6か月の所定労働時間数	⑤60歳到達時点の1時間当たりの毎月決まって支払われる賃金 (③/④)	⑥⑤の75%	⑦賃金規定改定後の完全賃金月6か月の毎月決まって支払われる賃金	⑧⑦に係る6か月の所定労働時間数	⑨賃金規定改定後の1時間当たりの毎月決まって支払われる賃金 (⑦/⑧)	⑩賃金規定等改定の措置に基づき増額された賃金が支払われた日の属する月前6か月間に支給した高年齢雇用継続基本給付金の総額	⑪第 期を支給対象期間として支給した高年齢雇用継続基本給付金の総額
1		-	-								
2		-	-								
3		-	-								
4		-	-								
5		-	-								
6		-	-								
7		-	-								
8		-	-								
9		-	-								
10		-	-								
11		-	-								
12		-	-								
13		-	-								
14		-	-								
15		-	-								
16		-	-								
17		-	-								
18		-	-								
19		-	-								
20		-	-								

⑫ ⑩欄の合計	⑬ ⑪欄の合計
円	円

記載上の注意

1. 支給対象労働者

- (1) ①欄に支給対象労働者の氏名、②欄に支給対象労働者の被保険者番号を記載してください。
- (2) ③欄は、60歳到達時賃金月額の前月の完全賃金6か月の毎月決まって支払われる賃金を記載してください。
※毎月決まって支払われる賃金とは、毎月決まって支払われる賃金とは、基本給及び諸手当をいいます(労働協約、就業規則又は労働契約等において明示されているものに限ります。)。
諸手当に含むか否かについては以下によります。
イ 諸手当に含むもの
労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当(役職手当、資格手当、資格ではないが労働者の一定の能力に対する手当等)。
ロ 諸手当に含まないもの
(イ) 月ごとに支払われるか否かが変動するような諸手当(時間外手当(固定残業代を含む)、休日手当、夜勤手当、出張手当、精進手当、報奨金等)
(ロ) 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当(家族手当(扶養手当)、通勤手当、別居手当、子女教育手当、皆勤手当、住宅手当等)
ハ 上記イ、ロ以外の手当については、手当の名称に関わらず実態により判断するものとする。ただし、上記イに挙げた手当であっても、月ごとに支払われるか否かが変動するような手当と認められる場合は諸手当から除外し、上記ロに挙げた手当であっても、例えば以下のように、月ごとに支払われるか否かが変動しないような手当は諸手当に含めることとする。
(イ) 扶養家族の有無、家族の人数に関係なく労働者全員に対して一律支給する家族手当
(ロ) 通勤に要した費用や通勤距離に関係なく労働者全員に対して一律に支給する通勤手当
(ハ) 住宅の形態(賃貸・持家)ごとに労働者全員に対して一律に定額で支給する住宅手当
※完全賃金6か月とは、賃金の支給が1か月に満たない月がある場合、当該月を除いた6か月を指します。
- (3) ④欄は、③欄に入力した金額の対象となる6か月の所定労働時間数を記載してください。
- (4) ⑤欄は、③欄に入力した金額を④欄に入力した所定労働時間数で除した金額を記載してください。
- (5) ⑥欄は、⑤欄に入力した金額に0.75を乗じた金額(小数点以下切り捨て)を記載してください。
- (6) ⑦欄は、賃金規定改定後の完全賃金6か月の毎月決まって支払われる賃金を記載してください。
- (7) ⑧欄は、⑦欄に入力した金額の対象となる6か月の所定労働時間数を記載してください。
- (8) ⑨欄は、⑦欄に入力した金額を⑧欄に入力した所定労働時間数で除した金額を記載してください。
- (9) ⑩欄は、賃金規定等改定の措置に基づき増額された賃金が支払われた日の属する月前6か月間に支給対象労働者が受給した高年齢雇用継続基本給付金総額を記載してください。
- (10) ⑪欄は、該当する支給対象期(賃金規定等改定の措置に基づき増額された賃金が支払われた日の属する月から最初の6か月を支給対象期の第1期とし、以後6か月ごとに第2期、第3期、第4期。以下同じ。)を対象として支給対象労働者が受給した高年齢雇用継続基本給付金総額を記載してください。また、記載の際は、⑥欄の「第 期」に該当する期を記載してください。
- (11) ⑫欄は、⑩欄の合計を記載してください。
- (12) ⑬欄は、⑪欄の合計を記載してください。
- (13) 支給対象労働者は、賃金規定等改定計画書(様式第1号)の算定対象労働者一覧に登録されている労働者を記載してください。ただし、賃金規定等改定計画書(様式第1号)の算定対象労働者一覧に登録されている労働者で次のイからニに該当する者は、支給対象労働者となりませんので記載不要です。
イ 支給申請日において離職している者
ロ 各支給対象期の末月の前月までに高年齢雇用継続基本給付金の支給が終了した者(各支給対象期に係る支給申請期間中に高年齢雇用継続基本給付金の支給が終了した者は除く。)
ハ 算定対象労働者が20人に満たない事業所であって算定対象労働者の希望により雇用形態を変更(フルタイムからパートタイム等)しており、賃金規定等改定日後も算定対象労働者が高年齢雇用継続基本給付金を受給する者(事業主が各支給対象期の支給申請時に任意に指定した1人のみに限る。)